

2. 福祉休養ホーム 寿海荘

(1) 施設の概要

施設名	山形県福祉休養ホーム寿海荘
施設所管課	健康福祉部 障がい福祉課
条例・規則等	山形県福祉休養ホーム条例 山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
設置目的(条例による)	山形県福祉休養ホーム寿海荘は、老人、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦及び身体障がい者に対して低廉で健全な保健休養のための場を提供することにより福祉の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。
開設年月日	昭和 54 年 7 月 1 日
所在地	鶴岡市湯温海字湯之里 88 番 1
敷地面積	5,499.38 m ²
建物構造	事務室及び宿泊棟：鉄筋コンクリート造 2 階建 浴室、休憩ホール棟及び渡り廊下：鉄筋コンクリート造平屋建 車庫：鉄筋造平屋建
延床面積	1,548.90 m ²
主な施設	利用定員：52 名 客室：14 室（うち 1 室は身体障がい者用） 大広間：1 室（60 畳） 浴室：男女各 1、身体障がい者用浴室 その他：食堂、売店
主な建設費 (単位：千円)	・建築工事費 219,097 ・設備工事費 38,293（平成 28 年 3 月 エレベーター設置及び通路増設） 合計 257,390
平成 29 年度 指定管理者	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
県費負担（実績）	平成 29 年度 6,661 千円（指定管理料以外）
施設の特徴	・庄内地方を代表する温泉地の一つ、あつみ温泉に立地 ・宿泊利用のほか、日帰り入浴、会議室利用も可 ・主催事業として健康運動ミュージックケア、舞踊の会、歌謡ショー等の開催



(写真：寿海荘全景)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成23年3月31日	社会福祉法人山形県 社会福祉事業団	公募	1団体
(第2期) 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	社会福祉法人山形県 社会福祉事業団	公募	1団体
(第3期) 平成28年4月1日 ～平成33年3月31日	社会福祉法人山形県 社会福祉事業団	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成27年8月5日から平成27年9月25日まで

イ 申請団体（1団体）

団体名 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計5名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の適格性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	施設のサービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	安定的な運営が可能となる経営的基盤
V その他	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開の取組

エ 選定結果（審査評価）

66.0点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・収支計画が適切である。
- ・施設の平等利用を堅持する姿勢が示されている。
- ・地域性や季節感を取り入れた食事の提供など利用者サービスの向上を図る具体的な手法が示されている。
- ・宿泊施設や障がい者施設の勤務経験のある職員の配置により、安定的な運営

体制が示されている。

- ・財務状況が健全である。
- ・利用者からの苦情への対応や、緊急時の対策について適切である。

(3) 施設の利用状況

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
宿泊	利用者数	総計	9,134人	8,704人	7,481人	8,317人	7,723人
		1日平均	25.0人	23.8人	20.5人	22.8人	21.2人
	平均利用率		44.69%	42.58%	38.73%	43.82%	40.69%
	平均客室稼働率		69.59%	68.27%	61.36%	68.04%	64.80%
休憩	利用者数	総計	1,566人	1,550人	1,239人	1,771人	1,808人
		1日平均	4.3人	4.2人	3.4人	4.9人	5.0人
会議室 利用	利用件数	181件	173件	176件	178件	180件	

(宿泊利用者の内訳)

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
老人	7,955	7,658	6,406	7,400	6,792
母子及び寡婦	6	10	12	8	14
身体障がい者	305	244	244	243	216
介添人	573	608	655	666	701
社会福祉関係	295	184	164	38	34
合計	9,134	8,704	7,481	8,317	7,723

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収 入	指定管理料	41,179	41,179	38,396	38,396	63,345	63,345	57,841	57,841	57,261	57,261
	利用料	62,353	60,566	64,043	59,574	52,305	51,608	58,050	56,453	57,910	52,787
	その他収入	29,836	29,539	29,357	28,193	23,002	22,603	23,543	23,078	24,415	23,298
	収入計	133,368	131,284	131,796	126,164	138,652	137,557	139,434	137,373	139,586	133,347
支 出	人件費	75,770	75,441	73,740	73,172	77,614	76,901	79,426	78,805	77,346	75,087
	事業費	50,844	49,831	52,094	49,426	35,236	33,716	38,002	36,102	39,308	36,707
	事務費					17,021	15,458	14,320	12,730	16,285	14,361
	その他支出	6,754	6,754	5,962	5,962	8,424	8,422	7,686	7,685	6,647	6,584
	支出計	133,368	132,027	131,796	128,561	138,295	134,498	139,434	135,323	139,586	132,739
収支差額	-	-742	-	-2,397	357	3,058	-	2,049	-	607	

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・ 寿海荘の施設等の維持管理に関する業務
- ・ 寿海荘の運営に関する業務
- ・ 利用料金の徴収に関する業務
- ・ その他寿海荘の管理に関し所有者が必要と認める業務

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
利用料金の徴収・管理	○	
施設等の損傷（指定管理者の管理運営上の瑕疵によるものは指定管理者が負担、それ以外のものは県が負担）	○	○
物品の購入・更新（単価が 50 千円以上の物品購入については県と事前協議のうえ購入）	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	3,688,000 円
	平成 29 年 6 月	11,639,000 円
	平成 29 年 8 月	8,576,000 円
	平成 29 年 10 月	8,341,000 円
	平成 29 年 12 月	11,436,000 円
	平成 30 年 2 月	13,581,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
利用者の事故ほか、第三者への賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故に伴う利用者及び第三者の損害等	○	
法令の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	別途協議	
国及び県の制度改正	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす国及び県の制度の改正	別途協議	
物価及び金利の変動	指定後の物価変動又は金利変動	○	
	大幅な物価変動	別途協議	
天災による損害への措置	自然災害等による業務の変更、中止、延期等	別途協議	
火災による損害への措置	火災による業務の変更、中止、延期、施設等の損壊等	別途協議	
セキュリティー	情報漏洩又は犯罪発生等	○	

(6) 監査の結果

①工事請負費名目で更新した物品の管理について

山形県財務規則には、第8章に物品に関する規定が定められている。以下に、当該規定のうち管理に関係する主な条文を示す。

第8章 物品

(分類)

第153条 物品は、会計ごとにこれを次の各号に掲げる区分に分類し、それぞれ当該各号に該当する物品をもつてこれに所属させる。

(1) 備品 原形のまま比較的長期間の反復使用に耐える物品並びに大動物及び中動物(試験に供する動物を除く。)

(2) 原材料 工事材料並びに生産し、又は加工するための原料及び材料

(3) 生産品 製造、耕作、飼育、捕獲及び加工等により取得した物品

(4) 消耗品 前各号に掲げる物品以外の物品

2 前項の各分類に属すべき物品を明らかにした分類基準は、別に定める。

(所属分類の決定)

第154条 物品管理者は、その管理する物品の属すべき分類を前条第2項の規定による分類基準に従って決定しなければならない。

2 物品管理者は、前項により分類を決定したときは、会計管理者又は出納員に対してその旨を通知しなければならない。

(備品の標示)

第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票(様式第114号)をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

現地調査時に、県有備品について備品台帳をもとに現物との照合確認を行った。当施設では、平成29年度に客室のエアコン10台の更新を行っているが、備品台帳への記載がなかった。

県によれば、山形県財務規則第153条にいう「備品」としての分類ではなく、「工事請負費」という認識であることから、当然備品台帳へも記載はしていないとのことであった。

しかし、指定管理者にとっては、県が「工事請負費」という扱いで設置した物品であっても、県が有形の財産を指定管理者に貸与しているという実態は、通常の備品の貸与の場合と何ら変わらず、指定期間にわたって善良な管理のもとに使用するとともに、指定期間が終了、又は指定の取消しを受けた後は速やかに県へ

返還する必要がある。

また、県としても、当該物品を指定管理者に貸与し、その管理を委ねる以上は、備品台帳に掲載されていない物品であったとしても、指定期間の終了、又は指定の取消しがあった場合に返却を受けるとともに、指定期間中においては、使用状況、保管状況の報告を定期的に受けるべきものとする。

(貸与物品の管理について)

県は、指定管理者に貸与している物品については、貸与物品の適切な管理のため、備品であるか否かを問わず、物品の管理に関する書類を作成の上、管理していくことを検討されたい。【意見】

②宿帳の管理について

指定管理者は宿帳に宿泊者から氏名等を記載してもらっている。この宿帳は鍵のある保管スペースで管理されているわけではなく、指定管理者の事務室にいる職員であれば閲覧可能な状況にあるとのことである。

(個人情報管理徹底について)

宿帳には個人情報に属するものが含まれているため、特定の者以外、容易に閲覧できないよう管理を行う必要がある。県は、宿帳等を含め個人情報の取扱いについて、管理を徹底するよう指定管理者を指導する必要がある。【指摘事項】

③アンケートによる要望について

利用者から記載してもらった過去のアンケートを閲覧したところ、施設の禁煙化や分煙化を望む声が多数存在した。多くの宿泊施設において、昨今の健康志向の高まりに対応し、非喫煙者専用の客室の設定や喫煙スペースを設けるなどの分煙化を進めている。分煙化志向は今後、一層、高まるものと考えられる。

(分煙化への対応について)

最近是非喫煙者が多くなってきており、多くの施設で禁煙化あるいは分煙化が進んでいる。寿海荘で実施した利用客からのアンケートでも分煙化の要望が多かった。

今後、客室の分煙化や共用部分に喫煙スペースを設けるなど、非喫煙者への十分な配慮も望まれる。【意見】

3. 山形県立点字図書館

(1) 施設の概要

施設名	山形県立点字図書館				
施設所管課	健康福祉部 障がい福祉課				
条例・規則等	山形県立点字図書館条例 山形県立点字図書館条例施行規則				
設置目的(条例による)	点字図書館は、点字図書、録音図書等を通して、視覚障がい者の教養と文化の向上に資するとともに、情報提供の拡大及び迅速化により視覚障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 また、点字図書、録音図書等のより一層の充実を図るため、点訳、音訳奉仕員等のボランティアとの連携及び協調を推進し、住民参加の社会福祉施設として視覚障がい者の文化及び情報環境の向上を図ることを目的とする。				
開設年月日	昭和 52 年 4 月 1 日				
所在地	山形市十日町一丁目 6 番 6 号				
敷地面積	—				
建物構造	鉄筋コンクリート造 (2 階建)				
延床面積	518 ㎡ (1 階 268 ㎡、2 階 250 ㎡)				
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出室 ・点字資料製作室 ・録音資料製作室 ・CD 編集コーナー ・録音室 ・会議室 				
主な建設費 (単位：千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">・建築工事費</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">32,616</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">32,616</td> </tr> </table>	・建築工事費	32,616	合計	32,616
・建築工事費	32,616				
合計	32,616				
平成 29 年度 指定管理者	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会				
県費負担 (実績)	平成 29 年度 指定管理料以外の負担なし				
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書、録音図書、雑誌等の貸出と製作 ・点訳・音訳等の奉仕員養成講習会の開催 ・視覚障がい者及びその保護者等に対する相談事業 ・視覚情報ネットワークシステム「サピエ」を活用した利用者ニーズへの対応 ・移動点字図書館の実施 				

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成23年3月31日	社会福祉法人山形県 身体障害者福祉協会	公募	1団体
(第2期) 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	社会福祉法人山形県 身体障害者福祉協会	公募	1団体
(第3期) 平成28年4月1日 ～平成33年3月31日	社会福祉法人山形県 身体障害者福祉協会	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成27年6月12日から平成27年7月24日まで

イ 申請団体（1団体）

団体名 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計5名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の適格性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	施設のサービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法

IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に 行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	安定的な運営が可能となる経営的基盤
V その他	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開の取組

エ 選定結果（審査評価）

68.6 点（100 点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・視覚に障がいがあり、医師の診断等があれば、広く図書館の利用を認めると
いう平等利用の考え方が徹底されている。
- ・施設のサービス向上のための具体的な手法が示されている。
- ・福祉経験者の施設長を配置し、現職員の継続雇用のもと、職員の研修が実施
される体制にあり、安定的な運営体制が示されている。
- ・法人内の意思決定が適正であり、相当額の資産を保有し、安定的な運営が可
能な経済的基盤を有している。
- ・利用者の要望を把握し、利用者からの苦情を受け付け、解決するための体制
が整っている。

(3) 施設の利用状況

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
利用登録者数		637 人	640 人	642 人	635 人	626 人	
貸 出 数	点字図書	2,812 冊	2,376 冊	2,376 冊	1,701 冊	1,769 冊	
	録音図書	12,677 巻	10,053 巻	9,806 巻	8,087 巻	6,374 巻	
	C D 図書	4,260 枚	3,904 枚	4,237 枚	4,820 枚	5,405 枚	
蔵 書 数	点字図書	タイトル数	6,817	7,022	7,181	7,324	7,437
		冊・巻数	22,215	22,755	23,234	23,672	24,013
	点字データ	タイトル数	1,254	1,323	1,393	1,460	1,520
		冊・巻数	5,684	5,914	6,143	6,355	6,542
	録音図書	タイトル数	5,224	5,261	5,302	5,337	5,372
		冊・巻数	31,349	31,501	31,676	31,852	32,021
	C D 図書	タイトル数	3,804	4,020	4,191	4,362	4,532
		冊・巻数	3,817	4,033	4,204	4,376	4,547

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収 入	指定管理料	29,221	29,221	29,289	29,289	29,289	29,289	29,335	29,335	29,335	29,335
	利用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他収入	1,364	1,345	921	866	911	863	1	0	1	0
	収入計	30,585	30,566	30,210	30,155	30,200	30,152	29,336	29,335	29,336	29,335
支 出	人件費	26,472	26,469	24,844	24,797	25,337	25,296	24,649	24,644	25,474	25,426
	事業費	1,125	1,118	1,332	1,331	1,105	1,103	1,057	1,056	1,016	974
	事務費	2,988	2,979	4,034	4,027	3,758	3,753	3,630	3,600	2,880	2,854
	支出計	30,585	30,566	30,210	30,155	30,200	30,152	29,336	29,300	29,370	29,254
収支差額		-	-	-	-	-	-	-	35	34	81

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・点字図書館の施設等の維持管理に関する業務
- ・点字図書館の運営に関する業務
- ・その他点字図書館の管理に関し所有者が必要と認める業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設等の損傷（指定管理者の管理運営上の瑕疵によるものは指定管理者が負担、それ以外のものは県が負担）	○	○
物品の購入・更新（単価が 50 千円以上の物品購入については県と事前協議のうえ購入）	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	5,867,000 円
	平成 29 年 6 月	5,867,000 円
	平成 29 年 8 月	4,400,250 円
	平成 29 年 10 月	4,400,250 円
	平成 29 年 12 月	5,867,000 円
	平成 30 年 2 月	2,933,500 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
利用者等の事故ほか、第三者への賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故に伴う利用者及び第三者の損害等	○	
法令の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	別途協議	
国及び県の制度改正	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす国及び県の制度の改正	別途協議	
物価及び金利の変動	指定後の物価変動及び金利変動	○	
	大幅な物価変動	別途協議	
天災による損害への措置	自然災害等による業務の変更、中止、延期等	別途協議	
火災による損害への措置	火災による業務の変更、中止、延期、施設等の損壊等	別途協議	
セキュリティー	情報漏洩又は犯罪発生等	○	

(6) 監査の結果

①利用者サービス向上のための取組みについて

指定管理者は、利用者サービス向上のための取組みとして、施設利用者に対するアンケート調査を実施し、利用者の施設に対する満足度や利用者ニーズの把握に努めている。

しかし、アンケート調査の対象は、全利用登録者のうち、施設が発行する広報誌「図書館だより」の送付希望者のみとなっている。平成 29 年度の実績によると、利用登録者 635 名のうち 127 名がアンケート調査の対象となり、利用登録者に占める割合は 20%にとどまっている。また、アンケート調査の対象となった者の全てから回答を得られているわけではなく、回答者は 79 名となっており、利用登録者全体に占める回答率は 12%程度という状況であった。

利用者ニーズを的確に把握し、利用者サービスの向上を図っていくためには、より多くの利用者からの要望や意見を聞き、施設運営に反映していく必要がある。アンケート調査の対象を「図書館だより」送付希望者のみに限定している現状は、調査対象となる母集団としては小さいものと考えられる。

ただし、より多くの利用者を対象としてアンケート調査を実施する場合、相応のコストと時間の追加的な負担が生じることにもなるため、費用対効果を勘案した上で検討していく必要がある。

(アンケート調査の対象となる母集団について)

県は、指定管理者が行うアンケート調査について、より多くの利用登録者を対象として調査を実施できるよう、費用対効果も十分に勘案しながら、調査対象母集団の規模を検討するよう指導されたい。【意見】

4. 山形県産業創造支援センター

(1) 施設の概要

施設名	山形県産業創造支援センター
施設所管課	商工労働部 中小企業振興課
条例・規則等	山形県産業創造支援センター条例 山形県産業創造支援センター条例施行規則
設置目的(条例による)	本県の産業における情報化及びデザイン開発並びに新たな事業への取組を支援することにより、本県の産業の発展に寄与する。
開設年月日	平成 11 年 6 月 1 日
所在地	山形市松栄一丁目 3 番 8 号
敷地面積	11,918.89 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	4,473.98 m ²
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発室、新規創業室 23 室 多目的ホール、視聴覚室（マルチメディアホール） 会議室 3 室、開放機器室、執務スペース ・駐車場（アスファルト舗装、普通車 183 台収容）
主な建設費 (単位：千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事費 903,000 ・設備工事費 470,000 <li style="text-align: right;">合計 1,373,000
平成 29 年度 指定管理者	公益財団法人山形県企業振興公社
県費負担（実績）	平成 29 年度 指定管理料以外の負担なし
施設の特徴	貸事務所、貸ホール・会議室、貸機器



(写真：産業創造支援センター全景)

(2) 指定管理者の選定経緯等

① 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成20年4月1日 ～平成23年3月31日	財団法人山形県企業 振興公社	公募	1団体
(第2期) 平成23年4月1日 ～平成26年3月31日	財団法人山形県企業 振興公社 ※平成25年4月1日 より公益財団法人に 移行	公募	2団体
(第3期) 平成26年4月1日 ～平成29年3月31日	公益財団法人山形県 企業振興公社	公募	1団体
(第4期) 平成29年4月1日 ～平成32年3月31日	公益財団法人山形県 企業振興公社	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 28 年 6 月 7 日から平成 28 年 7 月 19 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 公益財団法人山形県企業振興公社

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県商工労働観光部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む 5 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本項目	施設の設置目的と管理運営方針
	収支計画の適確性及び実現の可能性
	施設・設備の維持管理の適確性
	労働法令の遵守
II 施設の適切な管理	安定的な運営が可能となる経営的基盤
	安定的な運営が可能となる人的能力
III 経費の効率化	施設の管理運営に係る経費の内容
IV 効果的かつ効率的な管理業務の遂行	サービスの向上を図るための具体的手法と期待される効果
	施設・設備の維持管理の内容の妥当性
	施設の維持管理の効率性
	利用者の増加を図るための具体的手法と期待される効果
	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
V 創業支援機能の強化	創業支援の能力・窓口対応
	創業支援・入居企業の掘起こし
	入居企業の支援
	卒業企業の支援

エ 選定結果（審査評価）

95.6 点（150 点満点）

オ 主な選定理由

- ・設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・収支計画及び施設・設備の維持管理が適確である。
- ・安定的な運営を行うための職員体制が整っている。
- ・財務状況が健全である。
- ・入居者との定期的な情報交換、利用者へのアンケート調査等により集約した施設等に対する要望・意見を集約し、施設運営に活かしている。
- ・空室情報のホームページ発信など平等利用を図るための具体的取組がある。
- ・知識・経験の豊富な創業支援員を配置している。
- ・県内の中小企業の総合相談窓口の役割を担い、商工団体や金融機関等の支援機関との連携体制が構築されている。

(3) 施設の利用状況

施設等区分		単位	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			利用数	利用率								
貸事務所	全 23 室中	室	19	82.6%	16	69.6%	19	82.6%	19	82.6%	17	73.9%
貸施設	合計	時間	2,765	29.6%	3,073	32.8%	3,251	34.6%	3,263	34.7%	3,155	33.6%
	多目的ホール	時間	752	32.2%	779	33.2%	815	34.7%	860	36.6%	926	39.5%
	マルチメディアホール	時間	497	21.3%	541	23.1%	619	26.3%	581	24.7%	548	23.4%
	第 1 会議室 (A・B)	時間	1,043	44.6%	1,204	51.4%	1,283	54.5%	1,238	52.6%	1,227	52.3%
	第 2 会議室	時間	473	20.2%	549	23.4%	534	22.7%	584	24.8%	454	19.4%
開放機器	プロジェクター	時間	-	-	690	35.3%	442	22.7%	450	23.1%	461	23.6%
	大判プリンタ(A0)	枚数	586	30.0%	599	30.7%	546	28.1%	333	17.1%	376	19.3%
	大判プリンタ(B0)	枚数	328	16.8%	270	13.8%	274	14.1%	214	11.0%	254	13.0%

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収入	指定管理料	13,000	13,000	13,559	13,558	12,966	12,966	12,966	12,966	13,225	13,359
	利用料	43,751	43,928	42,087	42,313	36,429	36,652	40,787	40,609	40,463	31,355
	その他収入	88	88	73	73	105	105	55	84	89	77
	収入計	56,839	57,016	55,719	55,945	49,500	49,723	53,808	53,659	53,777	44,791
支出	人件費	19,160	19,114	19,450	19,470	19,756	19,602	20,017	19,954	16,123	14,120
	委託費	18,300	18,290	18,272	18,123	18,211	18,191	18,322	18,305	18,924	18,383

その他管理費	12,895	12,773	13,322	13,238	11,411	11,325	12,231	10,987	13,986	11,152
事務費	2,762	2,738	2,975	2,826	2,238	2,246	2,081	2,875	3,395	2,523
事業費	107	108	154	150	65	60	197	207	370	39
支出計	53,225	53,025	54,174	53,810	51,681	51,425	52,848	52,331	52,798	46,219
収支差額	3,614	3,991	1,545	2,135	-2,181	-1,702	960	1,328	979	-1,427

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・センターの運営に関する業務 (※)
- ・施設等の使用許可に関する業務
- ・施設の使用許可の取り消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務
- ・センターの管理に関し委託者が必要と認める業務

(※) 創業支援担当者を月 20 日以上従事させ、創業支援業務を行うことが含まれる。具体的には、県や関係機関と連携して、以下に掲げる創業者・入居者等の支援を行う。

- ・相談窓口の開設
- ・創業支援・入居企業の掘り起こし
- ・入居企業の支援
- ・卒業企業の支援

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物、機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理（清掃等を含む。）	○	
施設の修繕（1 件当たり 50 万円未満の維持修繕等は指定管理者が負担。改築又は大規模修繕（1,000 万円以上）は県が負担。	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一次的対応責任は指定管理者にある。）	○	○
業務に関連して取得した利用者等の個人	○	

に関する情報の漏えい等による利用者等への対応		
事故、火災による施設損傷の回復（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設の火災共済保険の加入	○（任意）	
施設賠償責任保険の加入	○（任意）	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
使用許可	○	
使用許可の取り消し、条件の変更及び新たな条件の付加	○	
利用料金の設定（県が定める一定の枠内）	○	
自然災害等不可抗力による施設の損傷の回復		○
創業者・入居者等への支援	○	○
包括的な管理責任		○

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	2, 205, 000 円
	平成 29 年 6 月	2, 204, 000 円
	平成 29 年 8 月	2, 204, 000 円
	平成 29 年 10 月	2, 204, 000 円
	平成 29 年 12 月	2, 204, 000 円
	平成 30 年 3 月	2, 338, 000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	

物価等の変動	人件費、物品購入費、光熱水費等の変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動	○	
利用料収入の減少	県以外の要因による利用料収入の減少	○	
資金調達等	管理運営上必要な初期投資、資金の確保	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設・設備等の損傷	○	
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
運営リスク	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設の臨時休館等	○	
	施設・設備等の改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止	○	
	事故や火災等による臨時休館等	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
利用者への損害賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害	○	
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	

(6) 監査の結果

①使用しなくなった県有備品について

当施設の県有備品のうち、次の備品については現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況である。

物品番号	場所	品名	状況
1-999-004488	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004489	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004490	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004491	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004492	電気室	OA テーブル	使用していない
1-001-007288	第6倉庫	プリンタ複合機	使用していない

1-004-003116	開放機器室	大判プリンタ	故障している
--------------	-------	--------	--------

県では毎年8月に備品現品と備品台帳の照合確認を実施しており、遊休備品（十分使用可能であるが使用の必要がなくなったもので、管理換が可能な備品）や、使用の必要がなくなった備品の有無について、報告を行っている。

平成29年度の照合確認を実施した備品一覧表では、上記備品について現品確認のチェックマークが付され、遊休備品はない旨の報告がなされていた。

（備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について）

県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。

【指摘事項】

②物品番号の記載がない備品標示票について

当施設の県有備品には、県の所有であることを示す備品標示票が貼付されている。これは、山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）第155条に基づくものであるが、いずれも物品番号欄が記載されていない。

「山形県財務規則」より抜粋
 （備品の標示）
 第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

様式第114号（備品標示票）

	
備 品 標 示 票	
物品番号	枝番
品名	
規格	

備考 用紙の寸法は、おおむね縦3.5センチメートル、横6.5センチメートルとすること。

(物品番号の記載がない備品標示票の追記について)

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な備品台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品等が多数設置され、かつ、当施設内に他施設の物品も保管されており、施設所管部局の判別が難しい状況にあることから、特に備品台帳との照合確認の必要性が高い。

県は、物品番号の記載がない備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。【意見】

③管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）第 4 条の規定により、毎年度、管理業務に係る事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成して県に提出する必要がある。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」より抜粋

(事業報告書の作成及び提出)

第 4 条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

当施設の平成 29 年度事業報告書における創業支援に関する相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と照合した結果、相違が見られた。これは、創業支援に関する相談を当施設内で受けたもののみを報告し、指定管理者の法人としての事務所内で受けた相談について当該データベースの相談件数の実績から控除して報告していたことによるものである。

事業報告書は、指定管理業務が、指定管理者が計画し県が承認した事業計画書に従って実施されたかを確認するための書類であり、翌年度以降の事業計画に反

映するためにも正確な記載が必要である。また、ガイドラインにおいて、県が現地調査や証拠書類等により確認を行うことを定めている。

「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2（1）より抜粋

② 事業報告書の確認

- ・事業報告書については、補助事業等の実績確認に準じ（平成22年3月30日付け財第314号総務部長通知を参照）、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うこと。

県では、事業報告書について現地調査や証拠書類の提出等により確認を実施し、当該報告件数についても資料の提出を受けている。しかし、報告すべき件数の考え方について事前に示しておらず、事業報告書を確認する際にも特段の協議を行っていない。

（管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について）

平成29年度事業報告書の創業支援に関する記載のうち、相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と一致していない。

県は、事業報告書の報告件数について、正しい件数が報告されるよう指定管理者に対して、報告すべき件数の考え方を明確に示す必要がある。【指摘事項】

④防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について

指定管理者は、「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書」に基づき、事故・火災・災害等の発生防止対策及び発生時の対応マニュアル等を作成し、職員の研修を行う等、職員に対する防止策の周知を図り、安全管理を行う必要がある。

「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書」（別記1）「山形県産業創造支援センター管理運営業務仕様書」より抜粋

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設・設備の維持管理に関する業務

④ 緊急時の対応

事故・火災・災害など緊急時の対応を行うこと

⑤ その他

事故発生防止対策・発生時の対応マニュアル等を作成し、職員の研修を行う等、職員に対する防止対策の周知を図り、安全管理を徹底すること

指定管理者は、上記協定事項に対応するものとして「災害緊急事態対応マニュアル」及び「防火・防災計画書」を整備している。この中で、訓練の実施につい

て、次のとおり定めている。

「防火・防災計画書」第4章第2節より抜粋 (職員、社員の訓練)		
第36条 防火・防災管理者は、職員、社員に対し、火災・地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練をおこなうものとする。		
訓練種別	訓練内容	実施時期
火災総合訓練	通報、消火、避難誘導等を連携した総合訓練をおこなう	4月・10月
地震総合訓練	避難の訓練を主体とした総合訓練をおこなう	6月
個別訓練	指揮、通報、消火、避難、救出救護、安全防護、情報提供、NBCR等に伴う災害に係る対応について個別に訓練をおこなう	4月・6月・10月
基礎訓練	消火器、補助散水栓、避難器具等の取扱訓練をおこなう	随時
その他の訓練	建物平面図、配置図等を使用した図上訓練	随時
	自衛消防組織編制及び、任務の確認	

指定管理者は、平成29年度、指定管理業務の対象施設である当施設においてこれらの訓練を実施していない。

(防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について)

指定管理者は、県との包括協定書に基づき「防火・防災計画書」を整備しているが、平成29年度は、指定管理業務の対象施設において計画に基づく訓練を実施していない。県は、今後、指定管理業務の対象施設に関する具体的な訓練計画を定め、確実に実施するよう指導する必要がある。【指摘事項】

⑤産業情報提供室における図書等提供の見直しについて

当施設2階の産業情報提供室では、デザイン・情報等に係る雑誌等を設置している。しかし、雑誌は多くが平成20年、21年頃に発刊されたものでほとんど利用されていない状況である。

「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書(別記1)山形県産業創造支援センター管理運営業務仕様書」では、指定管理業務として「図書設置に関すること」が次のとおり定められている。

「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書（別記1）山形県産業創造支援センター管理運営業務仕様書」より抜粋

3 指定管理者が行う業務

(2) 運営業務

② 施設の利用に関すること

カ 図書設置に関すること

デザイン・情報に関する図書を購入・設置し、入居企業が利用できるようにすること。

包括協定書に基づけば、指定管理者は雑誌等のデザイン・情報に関する図書を設置する必要がある。しかし、平成29年度中の指定管理者と施設入居者の定期的な情報交換・意見交換の場では、当該図書に関する意見・要望等はおらず、入居者が利用できるミーティングルーム追加の要望等があがっている状況である。

(産業情報提供室における図書等提供の見直しについて)

県は、産業情報提供室の利用状況及び施設入居者の要望について指定管理者からの意見も踏まえ、改めて産業情報提供室における図書等提供の機能について見直す必要がある。【意見】

5. 山形県産業科学館

(1) 施設の概要

施設名	山形県産業科学館
施設所管課	商工労働部 工業戦略技術振興課
条例・規則等	山形県産業科学館条例 山形県産業科学館条例施行規則
設置目的(条例による)	本県の産業及び科学技術に関する資料を展示紹介するとともに、県内の事業者がその保有する技術等を紹介する機会を提供することにより、本県の産業の発展に寄与する。
開設年月日	平成13年1月1日
所在地	山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル内 低層棟南側2階～4階
敷地面積	-
建物構造	-
延床面積	2,011 m ²
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示コーナー ・ 特別展示コーナー ・ 実験工作室
主な建設費 (単位：千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費 258,000 (県の持分のうち産業科学館割当分) ・ 建物取得費 2,250,000 (霞城セントラル工事 区分所有分) ・ 設計費 80,000 ・ 展示工事費 514,000 ・ 展示工事費 13,838 (平成22年度2階展示リニューアル工事) <li style="text-align: right;">合計 3,115,838
平成29年度 指定管理者	山形県中小企業団体中央会
県費負担(実績)	平成29年度 6,654千円(指定管理料以外)
施設の特徴	<p>各フロアに次のテーマに関する展示スペースがある。</p> <p>(2階) 暮らし・産業と環境 環境に関する様々な課題や、環境と暮らしや産業の関わりについて理解し、産業や科学の方向性を考える体験型学習ブース</p> <p>(3階) 山形県の工業 県内企業の最先端技術及び製品等の展示</p> <p>(4階) 科学の広場</p>

	<p>科学原理の体験、発明工房（実験工作室）、暮らしの身近にある先端技術等の展示</p> <p>（ロトンダ）山形県産業の歴史</p> <p>本県産業の歴史紹介パネル、モニュメント（フーコーの振り子）の展示</p>
--	--

（２）指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
（第１期） 平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	2 団体
（第２期） 平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	1 団体
（第３期） 平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	1 団体
（第４期） 平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	1 団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 26 年 6 月 10 日から平成 26 年 7 月 18 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 山形県中小企業団体中央会

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県商工労働観光部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む 6 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針
	収支計画の適確性及び実現の可能性
	施設・設備の維持管理の適確性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が、施設の目的を効果的にかつ効率的に達成することができること	管理運営における経済性
	サービスの向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者増加を図るための具体的手法
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有する	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）
	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
V その他	財政状況及び経営基盤
	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開

エ 選定結果（審査評価）

95.7点（150点満点）

オ 主な選定理由

- ・設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・収支計画及び施設・設備の維持管理が適確である。
- ・様々な機関と連携し、偏りのない事業内容となっている。
- ・サービス向上のため利用者ニーズを把握し、その結果を反映させた自主企画事業の内容になっている。
- ・安定的な運営を行うための職員体制が整っている。
- ・財務状況が健全である。
- ・利用者からの苦情への対応や、緊急時の対策について適切である。

(3) 施設の利用状況 (単位：人)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全体	総計	279,134	267,197	255,357	244,058	232,090
	1日平均	909	868	829	792	754
休日	総計	169,258	156,901	157,473	148,354	139,871
	1日平均	1,472	1,364	1,346	1,290	1,216
平日	総計	109,876	110,296	97,884	95,704	92,219
	1日平均	572	571	512	496	478

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収 入	指定管理料	73,933	73,933	77,746	77,746	78,895	78,895	78,895	78,895	78,895	78,895
	利用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他収入	-	1	-	2	-	1	-	0	-	0
	収入計	73,933	73,934	77,746	77,748	78,895	78,896	78,895	78,895	78,895	78,895
支 出	人件費	18,732	18,415	18,732	18,925	20,778	20,693	21,067	20,905	21,125	20,559
	光熱水費	34,200	34,138	36,878	35,221	35,659	34,776	35,461	35,305	35,435	35,124
	その他需用費	4,080	4,939	4,481	5,541	7,060	7,552	6,733	7,321	6,973	9,101
	委託費	6,239	6,470	6,004	6,292	5,993	6,982	6,470	6,118	6,470	6,130
	イベント開催費	3,723	3,903	4,368	3,966	4,226	3,861	4,385	3,637	3,448	3,026
	事務費	6,959	6,067	7,283	7,800	5,179	5,030	4,779	5,607	5,444	4,952
	支出計	73,933	73,934	77,746	77,748	78,895	78,896	78,895	78,895	78,895	78,895
収支差額		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・ 産業科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 産業科学館の運営に関する業務
- ・ 産業科学館の管理に関し委託者が必要と認める業

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物、機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理（清掃等を含む。）	○	
施設の修繕（※）	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一次的対応責任は指定管理者にある。）	○	○
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等への対応	○	
事故、火災による施設損傷の回復（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設の火災共済保険の加入	○ (霞城セントラル管理組合で一括加入)	
施設賠償責任保険の加入	○ (霞城セントラル管理組合で一括加入)	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
使用許可		○
使用許可の取り消し、条件の変更及び新たな条件の付加		○
自然災害等不可抗力による施設の損傷の回復		○
包括的な管理責任		○

(※) 施設等の修繕に関する費用分担は以下のとおりである。

区分	内 容	指定管理者	県
建物	改築又は大規模修繕（躯体、基礎軸組、鉄筋部分等の取替え）		○
	上記以外の改築、改装	協議事項	
	見積額 50 万円未満の修繕	○	
機械装置	新規及び更新	協議事項	
	見積額 50 万円以上の設備廃棄及び修繕	協議事項	
	見積額 50 万円未満の設備廃棄及び修繕	○	

工具器具備品	購入	○	
	修繕	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月、6 月 8 月、10 月、12 月、 平成 30 年 2 月	78,895,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
物価等の変動	人件費、物品購入費、光熱水費等の変動に伴う経費の増	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
金利変動	金利の変動	○	
運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張	○	
資金調達等	管理運営上必要な初期投資、資金の確保	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設・設備等の損傷	○	
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
運営リスク	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設の臨時休館等	○	
	施設・設備等の改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止	○	
	事故や火災等による臨時休館等	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
利用者への損	指定管理者の管理運営上の瑕	○	

害賠償	疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	

(6) 監査の結果

①収支実績書における本社管理経費について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）」第 4 条に基づき、管理業務に係る経理の状況を示すものとして収支実績書を県に提出している。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）」より抜粋

（事業報告書の作成及び提出）

第 4 条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

当施設の指定管理者が提出した収支実績書によると、平成 25 年度から平成 29 年度まで全ての年度において、収支差額 0 となっている。

これは、指定管理者が指定管理業務に関する特別会計の決算において、収入から必要な支出を行った後の差引残額を、「本社管理経費」として支出に計上し、指定管理者の一般会計に繰り入れを行なっているためである。

《本社管理費決算額の推移》

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2,222 千円	2,623 千円	917 千円	502 千円	693 千円

県では、本社管理経費が、指定管理者の一般会計に属する職員の人件費（給与管理事務や支払事務に携わる職員、指定管理業務に係るイベント等の支援（土日を含む）、指定管理業務に係る旅費、その他消耗品費等に充当されていると推計

しているが、指定管理者がどの程度負担しているかを把握していない。

(収支実績書における本社管理経費について)

指定管理者は、平成 25 年度から平成 29 年度までの収支実績書において、収入から必要な支出を行った後の差引残額を本社管理経費として支出に計上し、収支差引を 0 として県に報告している。

県が指定管理料を適切に積算するためには、当施設の設置目的に沿った適切なサービスが提供されているかを確認し、かつ施設運営に伴う収支実績を正確に把握することが必要であることから、本社管理経費として必要な間接経費を適切に収支に計上することが重要である。

このため、本社管理経費として計上する間接経費の内容や範囲、経費の計算方法などについて、県と指定管理者が協議して定めておくことが望ましい。【意見】